



(1)

(2)

(4)

(3)

0

5 cm



(大阪東南部)

大阪・長原遺跡

ながはら

所在地 大阪市平野区長吉長原
調査期間 一九九二年(平4)四月
発掘機関 (財)大阪市文化財協会

- | | |
|-----------------|-------------|
| 1 所在地 | 大阪市平野区長吉長原 |
| 2 調査期間 | 一九九二年(平4)四月 |
| 3 発掘機関 | (財)大阪市文化財協会 |
| 4 調査担当者 | 清水和明 |
| 5 遺跡の種類 | 集落跡 |
| 6 遺跡の年代 | 後期旧石器時代～近世 |
| 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | |

長原遺跡は河内台地の北端部、「瓜破台地」と呼称される台地から平野部に移行する位置に広がり、旧大和川水系や羽曳野丘陵から

北流する旧東除川などが造りだした複雑な地形を内包している。発見された遺構・遺物は、低位段丘層に

包含される後期旧石器(平安神宮火山灰降灰以前)まで溯ることができる。長原遺跡の調査は、(財)大阪文化財センターや長原遺跡調査会

によつて始まり、(財)大阪市文化財協会を中心として現在にいたるまで隨所で行なわれてゐる。各時代ともに、集落、生産、墓制などに関連する遺構・遺物が検出されているが、今回出土した木簡の時代ともかかわる古代以降の条里が、現代の地割りにも残存していると考へられる地域でもあり、古代～中世集落の復原でも成果を上げつた。今回の調査では、弥生～古墳時代の溝、奈良時代の水田跡、平安時代の井戸、溝、土坑などが確認された。

木簡は平安時代後期の井戸から出土した。この井戸は現存の深さ一七〇cmで、底に直径四〇cmの曲物を二段据え、高さ三五cmの水溜としていた。両脇に、やはり曲物を水溜に利用した小型で浅い井戸があり、三基の井戸が直線状に並んでいた。これらの井戸は同時に埋め戻され、廢絶とともになつて置かれた土師器小皿や、埋戻し土に含まれていた土師器・黒色土器・瓦器などの遺物から、その時期を瓦器出現期（一一世紀中葉～後半）頃に求めることができる。

8 木簡の釈文・内容

(1)

「制止 津則永私亭畠事

平大夫殿者戒能□代被制止者

合壱畠

在長原里卅五坪□

。治暦二年六月廿一日。

夫」が制止の命令を出したものと考えられ、

この木簡が制札であることがわかる。制止に

右件亭畠平大夫殿御出拳米僧戒能所負代。則永所負代制止者。制止如件但^(マ)汰之故者戒能私隨宅亭畠二者会賀御□仁

352×61×4

文字は片面のみに記載され、不明文字も含めて九二文字が確認される。ただし、一行目下段の不明文字は、あるいは一二字である可能性もある。「治暦二年」は西暦一〇六六年にあたり、従来の瓦器出現期の年代観と整合する。

木簡の形態は、従来の分類に当てはまらない。長方形の板を利用し、一方の短辺の両角のみをやや丸く切り取り、円頭に加工している。完形で欠損部はない。下端から一〇三mmと一〇mmの位置に、七mm間隔で二個ずつの小孔が穿たれている。文字と同じ面にのみ、隣り合う孔の間に紐ずれの痕があり、裏側に竹などの棒を当てて縛り付け、立札としたことが推定される。

調査地は、古代の条里を復原すると丹北郡七条五里三五坪に含まれる。木簡には「長原里卅五坪」と記されており、従来の条里の復原が正しい可能性が極めて高いこと、さらに、七条五里が「長原里」という固有名詞で呼称されていたことなどが明らかとなつた。また、「長原」という地名の文字資料として最古のものである。

木簡の内容は「津則永」が亭畠を作つていた「長原里卅五坪」の「壱畠」に対し、「平大夫」が制止の命令を出したものと考えられ、いたつた理由や背景についても記載されているが、七つに分けられている文を読む順序が

判然とせず、さらに、もとに正式な文書があり、木簡には省略された内容のみ記載された可能性も考えられることから、読解が困難である。現在のところ、以下の三つの案を含めて検討している。

①津則永が、平大夫に債務のある戒能に負債したため、巡りめぐつて平大夫が津則永の苧畝を差し押された。

②平大夫は戒能に債権を持つていたが、担保をすでに会賀御□に差し押さえられていたため、会賀御□に負債のあった津則永の苧畝を差し押された。

③同一の苧畝を、戒能と津則永がそれぞれ別件の負債の担保としたため、戒能の債権者である平大夫が、津則永の行なった担保

設定を無効とした。

いずれにしても、在地豪族津氏の則永、僧侶戒能、中央貴族である平大夫らが土地争いをしている状況が窺え、当地における古代から中世社会への変化を探る上で興味深い資料といえよう。

9 関係文献

(財)大阪市文化財協会『長吉総合病院による建設工事に伴う長原里遺跡発掘調査(NG92-2) 略報』(一九九三年)

清水和明・鳥居信子「長原里」の木簡』(葦火)六一 財大阪市文化財協会(一九九六年)

(清水和明)

